

業務名称：エジプト国対パレスチナ支援検討のためのロジスティクスに係る情報収集・確認調査フェーズ3向け機材  
 (公告日：2026年2月18日 調達管理番号：25a00846) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	その他	-	現地調達案件ではありますが、VAT免税措置はありますか？免税措置がある場合、手続きに必要な書類をご教示頂くことは可能でしょうか？	VAT免税措置はありません。
2	P. 1	競争入札に付する事項	履行期間について。契約締結日から4か月とありますが、納入以外に受注者がこの期間にすべき業務がある場合ご教授ください。	契約に基づき、POD(Proof of Delivery)等の必要書類の提出が必要となるほか、納入時に実施する立会検査への日程調整については、受注者様にご協力いただく必要がございます。立会検査は、受注者立会の元、JICAおよびJICAが委託する検査員により実施します。現地の状況を踏まえ、円滑な検査実施のための日程調整・現地委託先との連携、および現場準備等ご対応ください。
3	P. 7	契約締結後の提出書類	現地調達となりますが、輸出貿易管理令等調書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか？	本件はエジプト国内での現地調達・現地納入を前提としており、輸出を伴いません。したがって、日本側の「輸出貿易管理令等調書」の提出は不要とご理解ください。
4	P. 8	手続き・締切日時一覧	質問受付期限の延長について。公示から質問受付期限まで、7営業日と短く、加えてエジプト側はラマダン期間中であり、確認に通常より時間を要しております。入札の品質確保のため、質問受け期限の一週間の延長を要請いたします。	質問受付期限の延長はいたしかねます。本件は、緊急人道支援の迅速性確保の観点から、公告・質疑・回答・入札・契約・納入といった一連のスケジュールを厳格に設定しております。質問受付期限を延長しますと、回答公表、入札締切、契約締結、納入および履行期間に連鎖的な遅延が生じる可能性があるため、延長は行いません。
5	P. 9	機材仕様明細書	「エジプト国における食品に関連するすべての法令・規制等に適合した製品であること」について。パッキング工場は”食品類パッキング仕様書”に準じる作業行いますが、加えて適合する必要がある法令・規制がありましたら具体的にご教授ください。	National Food Security Authority (NFSA) から許可を取っている必要があります。詳しくは <a href="https://faolex.fao.org/docs/pdf/egy190534E.pdf">https://faolex.fao.org/docs/pdf/egy190534E.pdf</a> (関連法の英訳) をご覧ください。
6	P. 9	機材仕様明細書	「消費期限は納入した日から通常消費において十分消費できる期間があること」について。P11に1セットあたり4人家族10日分を想定しているとの記載がありますので、納入日時点において消費期限が10日間以上あれば良いと理解してよろしいですね？	「1セットあたり4人家族10日分を想定している」とは、その内容量を示すものであり、通常消費では使用者は届いてから当該食品だけを続けて食するものではないことを想定しなければなりません。また、受注者に納入していただいた後、仕分け、配送完了に一定の日数を要することを考慮すると、消費期限は納入日時点において少なくとも1.5ヶ月以上必要であり、可能であれば2~3ヶ月以上あることが望ましいです。
7	P. 10	機材仕様明細書	状況確認・監督について。発注者によるパッキング工場での状況確認・監督実施時、パッキング工場スタッフに発注者との対応を依頼予定です。この場合、受注者の立ち合いはオンライン参加も含め不要と理解してよろしいでしょうか？	発注者によるパッキング工場における状況確認・監督は、総則9.に記載のとおり、受注者もしくは現地業務従事者が立会のもとで実施いたします。受注者がパッキング工場スタッフに、発注者からの現場でのすべての質問や指示等に対応・判断ができる権限を与えているのであれば、当該スタッフを現地業務従事者として認めることといたします。ただし発注者の重要な協議の申し出や指示に対し、受注者が責任をもって速やかに応答・対応いただけるよう、受注者の参加をお願いいたします。なお、受注者は現場での立会が困難である場合に限りオンラインによる遠隔での立ち合いを認めます。
8	P. 11	機材仕様明細書	搬入時抜き取り検査について。発注者による仕向地での搬入時抜き取り検査（立会検査）実施時、現地業者に発注者との対応を依頼予定です。この場合、受注者の立ち合いはオンライン参加も含め不要と理解してよろしいでしょうか？	搬入時抜き取り検査においても、上記質問7への回答と同様に、受注者が当該現地業者に、発注者からの重要な協議事項の申し出や指示にも対応できる権限を与えているのであれば、当該現地業者の立ち合いを認めますが、なるべく受注者の立ち合いをお願いいたします。受注者は現場での立会が困難である場合に限りオンラインによる遠隔での立ち合いを認めます。
9	P. 11	機材仕様明細書	1-1 砂糖について：下記の代替品の提案をいたします。製品写真と技術分析表を提出しますので併せてご検討をお願いいたします。 メーカー名：Al Badry Foods 品番：Al Badry Sugar 1kg URL： <a href="https://www.facebook.com/p/Elbadry-foods-%D8%A7%D9%84%D8%A8%D8%AF%D8%B1%D9%8A-%D9%81%D9%88%D9%88%D8%AF%D8%B2-61552706914842/">https://www.facebook.com/p/Elbadry-foods-%D8%A7%D9%84%D8%A8%D8%AF%D8%B1%D9%8A-%D9%81%D9%88%D9%88%D8%AF%D8%B2-61552706914842/</a>	提出いただいた技術分析表に製品名等の記載がなく、併せていただいた製品写真との一致を確認できませんでした。このため、代替銘柄として採用可否の判断ができず、今回の提案は認められません。
10	P. 19	輸送書類	POD(Proof of Delivery)配達証明書等について。提出部数は正一部、写一部とありますがPDFでの提出を認めてください。一般的に、輸送業者の書式のPODは正と写の実質的な区別がなく、PDFであっても証憑としての効力は同等と考えられます。	POD(Proof of Delivery)はPDFでの提出を認めます。必要に応じて、原本照会にご協力いただく場合があります。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	P.1	3. 競争入札に付する事項 (5) 納入期限・履行期限	現在、納入期限は「契約締結日から3か月」、履行期限は「契約締結日から4か月」と規定されており、また、輸送条件書には全数量を一括で納品する旨の記載がございますが、本件は非常に多くの食品の現地調達を伴う案件であり、特にラマダン期間の影響等により市場流通量や物流体制に変動が生じる可能性があることから、全数量の確保および一括納品の実現に一定の時間を要することが懸念されます。 つきましては、円滑かつ確実な履行の観点から、納入期限を「契約締結日から5か月」、履行期限を「契約締結日から6か月」へご延長いただくことは可能でしょうか。	本件は緊急人道支援の性質上、納入期限の延長はいたしかねます。 ただし、調達の過程で予見困難な事由により納入期限または履行期間に影響が生じる場合には、速やかにJICAへご相談ください。状況を確認のうえ、必要な対応について協議いたします。
12	P.9	機材仕様明細書 0. 総則 6項	「納品日から通常消費において十分消費できる期間を確保すること」との記載がございますが、当該「十分な期間」について、目安となる具体的な期間（例：残存賞味期限〇か月以上等）をご教示いただくことは可能でしょうか。 発注者ならびに受注者間の解釈の相違を避けるため、可能であれば具体的な基準をご明示いただけますと幸いです。	質問番号6への回答をご参照ください。
13	P.9	機材仕様明細書 0. 総則 7項	契約締結後、何らかの事情により契約当初想定していた食品が市場において入手困難となった場合、打合簿等の所定の手続きを経ることにより、同等品へ変更することは可能でしょうか。またその場合、契約当初想定していた食品と、契約締結後に認められた食品を混在させて8,900セットを構成することは可能でしょうか。 なお、変更後の製品については、品質が同等以上であることを証明する資料を提出し、事前承認を得ることを前提とし、単価および契約金額の変更は伴わないものといたします。	契約締結後、やむを得ない事由により同等品への変更が必要となる場合には、受注者より速やかに当該代替品をご提案いただき、JICAの事前承認を得たうえで調達するものとします。 なお、その際の単価および契約金額の変更は認められません。
14	P.17	食品類パッキング仕様書 4. パレット (1)パレットの縦横サイズ	パレット寸法につきまして、現在ご指定の「1.0m×1.20m」に代えて、「1.20m×1.20m」の使用を認めていただくことは可能でしょうか。 40cm×40cm×30cmの箱を使用する計画を立てており、1.20m×1.20mパレットを使用した場合、底面9箱×5段積みとすることで、1パレットあたり約45箱の積載が可能となります。 これにより、スペースの最適化および積載効率の向上が見込まれることから、上記寸法への変更を認めていただきたく存じます。	納入倉庫の都合により、1.0m×1.2mパレットでの納品を必須とします。
15	P.18	輸送条件書 2. 輸送条件 (2) 仕向地	「仕向地候補①または②のいずれかに全数量を一括で納品する」旨の記載がございますが、本件は食品の数量が非常に多く、また各食品の全数量が必ずしも同一タイミングでパッキング工場へ搬入されるとも限らないことから、実務上、一括納品が困難となる可能性がございます。 つきましては、品質管理および円滑な物流確保の観点から、一定の条件のもとで分納を認めていただくことは可能でしょうか。 なお、最終的な総数量の確保および仕様適合性については契約条件を遵守する前提といたします。	分納については、一定の条件のもとで認めることが可能です。 分納を行う場合は、契約金額内訳にも分納に対応した記載を行っていただくとともに、契約後に分納計画をご提出いただく必要があります。 なお、最終的な総数量の確保および仕様適合性は契約条件どおり遵守いただくことが前提となります。 また、契約締結時に一括納入を想定していたが、後日分納とすることによる契約金額の増額は認められません。
16	P.18	輸送条件書 2. 輸送条件 (2) 仕向地	「仕向地候補①、②のうちどちらが正式な仕向地となるか、また更に別の仕向地に変更となる可能性がある」旨の記載がございますが、現時点では、仕向地候補①または②のいずれもカイロ市内所在であることを前提に輸送費を積算しており、仮に正式仕向地が変更となる場合においても、カイロ市内の倉庫渡しであるとの理解でよろしいでしょうか。 また、仕向地が変更になった場合においても、(4)業務の範囲に記載の通り、仕向地における荷卸しは荷受人によって実施いただける理解です。	ご理解の通り、正式仕向地が変更となる場合でも、カイロ市内の倉庫となります。仕向地はカイロ市内であることを前提に輸送費の積算をしていただいて問題ありません。 また、荷卸しについてもご理解の通り、仕向地が変更になった場合でも荷受人により実施いたします。